

## 第16号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年品川区条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和6年4月1日から同年9月30日までの間における一時保護業務手当の支給については、第8条第1項中「児童相談所」とあるのは、「児童相談課および児童相談所」とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説明）一時保護業務手当の支給対象者を改める必要がある。